11 月 25 日、第 134 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会が開催され、改正労災保険法施行に伴う様式の改正内容に関する報告が行われました。

下記のほか、所要の改正を行うとされています。

●遺族補償年金の請求書等
　→　特別加算に関する記載を削除する

●特別加入の申請書等
　→　特別加入団体の要件を満たすことを確認できるよう、団体の代表者の生年月日、住所の記載欄、特別加入希望者が特別加入の要件に該当することを明らかにするための添付書類名の記載欄等を追記する

●療養（補償）等給付、休業（補償）等給付等の保険給付の請求書等
　→　請求権は起算点から 2 年（脳血管疾患・心臓疾患、精神疾患および石綿関連疾病のうち特定の疾病である場合は 5 年）を経過すると時効により請求権が消滅するため、速やかに請求するよう追記する

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

【参考リンク】
第 134 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_77622.html